

豊中市議会議場等議会運営システム等更新改修業務事業者選定審査委員会設置要綱

（設置目的）

第1条 豊中市議会議場、委員会室並びに大会議室の議会運営システム等にかかる更新改修業務を委託するにあたり、適切かつ確実に遂行するに足る技術的な基礎を有し、最も優れた事業者（以下「優先交渉権者」という。）を選定することを目的に、「豊中市議会議場等議会運営システム等更新改修業務事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。

（所轄事務）

第2条 審査委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）本業務にかかる応募者及び企画提案の審査に関すること。
- （2）受託候補者の選定に関すること。

（組織）

第3条 審査委員会は別表1に掲げる委員で組織する。

- 2 委員長は、市議会事務局議事課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代理する

（審査委員会）

第4条 審査委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ず審査委員会の会議に出席できない時は、委員の属する所属職員のうちから、当該委員が指名する者をもって代理出席させることができる。
- 4 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該会議の議事について、当該代理者を委員とみなす。
- 5 委員長が必要と認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（企画提案の審査及び審査基準）

第5条 企画提案の審査は、あらかじめ定める審査基準に基づき行うものとする。

- 2 受託候補者の選定については、合議により行うものとする。

（庶務）

第6条 審査委員会の庶務は、市議会事務局総務課において処理する。

（守秘義務）

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年(2025年)7月1日から実施する。
- 2 この要綱は、本業務にかかる契約が完了したとき、その効力を失う。

別表Ⅰ

部 局 名	委 員 名
市議会事務局 議事課	課 長 河野 晃伸
市議会事務局 総務課	課 長 吉岡 生香
総務部 行政総務課	参 事 長坂 由貴
財務部 施設課	主 幹 勝田 崇洋
都市経営部 デジタル戦略課	課 長 橘 昭博